

第 69 回 吹田市個人情報保護審議会

日 時 令和 3 年 11 月 1 日 (月) 開会 9 時 55 分 閉会 11 時 30 分

場 所 吹田市役所 中層棟 4 階 全員協議会室

案 件

1 諮問案件

(1) 番号法に基づく予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施に
対する第三者点検について 【健康医療部 保健センター】

(2) 市民サポーター制度に係る会員登録システムに係る個人情報の保護について
【健康医療部 健康まちづくり室】

2 その他

出席委員

(会長) 畠田 健治 (副会長) 河野 和宏
塩路 裕子 瀧澤 廣成 豊永 泰雄 中西 清美 平山 雄一
廣瀬 恵美子 宮前 正利

欠席委員

坂元 耕兵 宮本 修

出席市職員

<実施機関(説明者)>

案件(1): 保健センター (参事) 紙谷 昌明 神堀 由依
危機管理室 (主査) 及川 功

案件(2): 健康まちづくり室 (参事) 吉村 恵 (主査) 村田 喜庸 (係員) 西部 貴美子

<事務局>

市民部 (部長) 高田 徳也
市民総務室 (参事) 川本 義一 (主幹) 井手本 治夫

傍聴者 無し

諮問案件 1 番号法に基づく予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施に対する第三者点検について 【健康医療部 保健センター】

1 諮問内容

(1) 対象業務

番号法に基づく予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施に対する第三者点検について

(2) 概要

本市が特定個人情報ファイルを保有する予防接種に関する事務については、従来、市民の一部（0～12歳の男女、12～16歳の女性及び65歳以上の男女 計約14万人）を対象として当該情報を取扱ってきました。そのため、本事務に係る特定個人情報保護評価については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という）第28条及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」という）第6条に基づき、その対象人数によるしきい値判断から重点項目評価を行い、平成27年10月、令和2年1月にそれぞれ評価書を公表しています。

今般、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、国が構築したワクチン接種記録システム（VRS）の利用及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携の開始にあたり、当該予防接種に関する事務の対象者が従来の予防接種対象者（約14万人）から全市民（約38万人）に引き上がったことに伴い、本事務に係る特定個人情報保護評価の評価方法が、重点項目評価から全項目評価へ変更となったことから、特定個人情報保護評価を再実施するものです。

(3) 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項及び第2項の規定に基づき定められた特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に基づき、下記の事項に係る意見を聴くこと（第三者点検）について諮問します。

2 議事要旨（委員からの質問）

委員： 内閣官房のIT総合戦略室の情報発信サイトである政府CIOポータルの「ワクチン接種記録システム(VRS)について」の自治体担当者向けページの「特定個人情報保護評価」に掲載されている「新型コロナウイルス感染症対策に係る 予防接種事務の 特定個人情報保護評価の実施に係る解説」に基づき、「【別紙1】特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」の記載例の項目や内容が、漏れなく、今回の第三者点検の特定個人情報保護評価書に反映されているか。

実施機関： 該当ページに記載の解説及び記載例に基づき、本市の状況を踏まえて全項目評価書を作成しました。

委員： 重点項目評価から全項目評価に代わったとのことだが、どの部分が評価項目として増えたところなのか。

実施機関： 全項目評価では、重点項目評価と比べて、それぞれの評価項目の記載内容を詳しく書くこととなっています。加えて、ワクチン接種記録システムについての記載が追加されています。

重点項目評価書の内容を全項目評価書に転記していったものではなく、一から各項目について記載していったので、どこが詳細になったのかということについては、お答えしづらいです。

委員： 特定個人情報保護評価指針を見ると、重点項目評価と全項目評価の違いとしては、第三者点検が任意か必須かということか。

実施機関： おっしゃるとおりです。パブコメと第三者点検が必要かどうかという点、あとは評価書の記載内容がより詳細なものになるかどうかといった点が違いになります。

委員： リスク対策のところ、今後は年1回自己点検を行っていくとある。また、今後もコロナについてはガイドラインや法の変更などにより対応を迫られることがあると思われる。そうしたことについて、実施機関の体制はできているのか。

実施機関： 職員の異動などがあってもしっかり対応できるよう、手続きや対応について明文化するなどして取り組んでいきたいと考えます。

委員： ワクチン接種記録システムは、国が設けたクラウド上のシステムであり、そこに本市の接種者情報が保存されているが、他市の者は、本市の接種者情報にアクセスできるものではなく、また、情報は5年間保存されるという理解でよいか。

実施機関： 基本的には他市の接種者情報にはアクセスできないという理解で結構です。ただし、例外があります。例えば、豊中市在住の方が1回目のワクチン接種をその住所地で受けた後、本市に転入し、2回目のワクチン接種を受けようとする場合、本市で改めて2回目の接種券を発行します。その際、その方の接種歴を確認する必要があり、転入してこられた方から同意いただければ、本市職員が、豊中市に問合せてその方の接種歴を確認することができます。

委員： ワクチン接種記録システムは、クラウドサービス (IaaS) を利用するとあるが、IaaSとは何か。

実施機関： Infrastructure as a Service の略称で、コンピュータシステムを構築及び稼働させるための基盤そのものを、インターネット経由のサービスとして提供するというもので、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできない形になります。

委員： 前回の重点項目評価と、今回の全項目評価を見比べると、説明にもあったが、内容がかなり詳細になっていると感じた。ワクチン接種記録システム以外のところは、あ

まり注目していなかったが、変更等はないのか。

実施機関： 通常の予防接種分については、重点項目評価から全項目評価に代わったことにより、内容について詳細に記載していますが、内容自体に変更があったものではないです。

3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する。

諮問案件2 市民サポーター制度に係る会員登録システムに係る個人情報の保護について

【健康医療部 健康まちづくり室】

1 諮問内容

(1) 対象業務

市民サポーター制度に係る会員登録システム業務

(2) 概要

ア 目的

現在、吹田市・摂津市両市にまたがる健都において、新たなヘルスケア産業の創出と市民の健康に係る行動変容の好循環を生み出すまちづくりを行っています。具体的な取組として、市民サポーターとして会員登録した者を対象に、企業等が新製品・新サービスの試作品を提供し、それを利用した市民サポーターが試作品を提供した企業等へ実証データ・市民ニーズ等を返すことにより、健都発の製品・サービスを生み出すとともに、市民の健康に係る行動変容を促す仕組みの構築（健都産学官民連携プラットフォーム構築事業）を摂津市と共同で進めています。

市民サポーターとしての会員登録は、紙媒体でも受け付けますが、摂津市と共同で運営している健都ポータルサイト (<https://kento.osaka.jp/>) に会員登録フォームを作成し、オンラインでの会員登録も可能にすることで、幅広い年齢層の方の参加を図るものです。

イ 効果

より多くの幅広い年齢層の方に参加してもらうことにより、企業等と市民サポーターの双方向のフィードバックがより効果的なものになり、健都が目指すまちづくりに寄与するものです。

(3) 諮問理由

新たに構築予定の市民サポーター制度の運営にあたり、当サイトに新たに個人情報を収集するシステムを導入するため、吹田市個人情報保護条例第12条第1項により、諮問します。

また、今回、クラウド上でのシステム構築を予定しているため、同条例第 13 条第 2 項により、諮問します。

2 議事要旨（委員からの質問）

委員： 企業や研究機関は、会員に対してどういう形で試作品やサービスを提供するのか。

実施機関： 基本的には、会員の方に集まってもらい、その場で試してもらうことを想定しています。もし、何か送付する場合は、企業からの直送ではなく、市が仲介して会員へ送付することを想定しています。

委員： インターネットを通じて企業等がサービスを提供する場合はどうするのか。

実施機関： 基本的には市が仲介するスタイルを想定しているが、企業等からのサービスの提供にあたり、会員のメールアドレスなどが必要となる場合は、市から当該情報を企業に提供するのではなく、企業が会員から個人情報を収集することについて、会員から直接同意を得たうえで収集することになります。

委員： 会員からのフィードバックについては、市で回答を集約し、匿名化のうえ企業等に返していくということはあるのか。

実施機関： 会員から企業等へのフィードバックにあたっては、氏名を除いたうえで性別や年齢などの属性を提供することは考えています。

委員： 収集した会員データは、試作品などを提供する場へ案内する際に使用するというとか。

実施機関： 基本的には、そういった形での使用を想定しています。企業等が希望する属性（性別・年齢など）の方を市が抽出し、対象となる方へ案内することを考えています。

委員： 本制度を市として後押しするための予算は組むのか。

実施機関： 市民サポーター制度構築を含めて、健都産学官民連携プラットフォームの構築に関して、新たにコンサル業者に委託し、その仕組みづくりを進めていくことについて予算を組んでいます。

また、市民サポーター制度の会員登録フォームの構築に関しても、本審議会でも御審議のうえ御了承いただいた後には、健都ポータルサイトを保守・運用している事業者にも構築業務を委託する予定としています。

委員： こうした事業を行うのは有益と考えるので、（サポーターや職員等の）人員を増やし、地方創生の一環として取り組む事業と考えてもらえたらと思う。

実施機関： 健都の事業については、市としても優先課題として進めているところであり、市民サポーター制度は、健都で生まれた知見や新しいサービスを皆さんに還元できるシステムとして、ようやく構築できる段階に来たと思っています。会員だけでなく、他の市民の方にも還元していく大事なシステムと考えており、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

委員： サポーターというのは、我々でも応募することはできるのか。

実施機関： おっしゃるとおりです。

委員： 市民サポーター制度の根拠は何か。条例なのか、要綱なのか、あるいは規則なのか。これがなければ、制度の中身もよくわからない。

実施機関： 何かの条例に従って行うというよりも、健都の事業のひとつとして制度を構築するものです。

委員： 制度運用のルールといったものはあると思うが。

実施機関： 市民サポーター制度については、設置要綱といったものを制度構築に向けて現在検討している段階です。そういったものは作っていきたいと考えています。

委員： 現時点では、根拠となるものはないということか。

実施機関： はい。本事業は、吹田市のみではなく、摂津市との共同事業であり、両市で規程を作っていく、そういう建付けで考えています。

委員： 摂津市との間で、協定か何かを行うのか。

実施機関： 本事業に関して、大枠で健都産学官民連携プラットフォーム構築事業について、摂津市と共同で行っているものですが、こちらに関しては協定を交わして、費用負担も決めて実施しています。

委員： その協定の中には、市民サポーター制度についての具体的な中身も記載されているのか。

実施機関： 協定の締結時点では、市民サポーター制度の設計までは定まっていませんでしたので、記載されていません。今、構築をしている段階ですので、会員登録フォームを稼働させるまでには規程に関しても整備していきます。

委員： 構築したうえで審議会の意見を聴くべきではないか。

実施機関： 11月から新たに委託契約が始まるとお伝えしましたが、プラットフォームの構築については昨年11月から今年10月までコンサル業者に委託し、制度設計を行ってきたところです。昨年11月当初は、あまり具体的な姿を描けていなかったが、1年間議論を尽くす中で市民サポーター制度というものが見えてきたところなので、これから規定整備を行っていくという流れになっています。

委員： 企業等へ提供する情報は、匿名化することだが、どの程度匿名化されるのか。

実施機関： まず、氏名は伏せます。生年月日についても、そのまま出さずに年齢として提供します。性別は提供します。住所の提供は想定していませんが、吹田市民か摂津市民かといった情報は伝える可能性があります。メールアドレスも提供しません。

委員： 会場において、会員と企業等が直接やり取りしてメールアドレスを収集することもあるかもしれないが、市が関与するものではないということか。

実施機関： おっしゃるとおりです。

委員： 摂津市との共同実施になるが、個人情報の取扱いは吹田市のみが行うということか。

実施機関： 本市が収集し、本市が管理することを想定しています。

委員： 会員は、吹田市民又は摂津市民という理解でよいか。

実施機関： 両市以外の方でも会員登録可能です。

委員： 摂津市は、ポータルサイトを運営し、個人情報を収集することはないのか。

実施機関： こちらのポータルサイトで一括して個人情報を収集する際、本市のみが収集・管理を行います。ただし、収集した個人情報について、摂津市には提供することを想定しています。

委員： 摂津市が紙ベースで収集した会員登録情報は、吹田市がもらうのか。

実施機関： 一元的に管理しますので、摂津市から紙ベースの情報をいただき、管理します。

委員： 摂津市と吹田市との個人情報の取扱いについてのルール作りはできているのか。

実施機関： 両市で個人情報の取扱いに関する規程を定めて運用していきたいと考えています。

委員： 規定はまだできていないのか。

実施機関： はい。

委員： 摂津市への個人情報提供については、条例第 8 条の外部提供に当たらないのか。

実施機関： 本人から同意を得たうえで提供しますので、審議の対象からは外れるものと考えています。

委員： 本人から同意を得たうえで提供するとのことだが、そのルールが作られないと、という問題はある。

実施機関： 会員登録にあたっては、登録フォームに摂津市に提供する旨も含めて記載し、同意いただいた方のみ個人情報を入力してもらうことを考えています。

委員： 匿名化された自身の情報が企業等へ提供されるということにも同意してもらったうえで会員を集めるということか。

実施機関： そのとおりです。企業等への情報提供についても同意いただいたうえで個人情報を入力してもらうことを考えています。

委員： CSV 出力とは何か。

実施機関： エクセルデータやワードデータとかデータの種類のことで、CSV 形式でデータを出力します。

委員： CSV を紙ベースに出力する場合は鍵付きロッカーに保管するとあるが、こういった場面が想定されるのか。

実施機関： 摂津市に情報提供する際に紙ベースで提供する可能性はありますが、CSV データのまま渡すことが現実的で、紙ベースで出力することはあまりないかと思います。

委員： 摂津市にデータを提供する際は、どのように行うのか。

実施機関： パスワードをかけるなど、セキュリティ対策を施したうえでメール送付することを想定しています。

3 委員間協議・裁決

実施機関に対して、本制度の運用や個人情報の取扱いに関する規定等の資料提出を求め、再審議を行うこととする。